

営業秘密の開示差止め外国判決と間接管轄



大阪大学大学院経済学研究科非常勤講師
西口 博之

目次

- I. はじめに
- II. 営業秘密とその侵害
 - 1. 営業秘密の侵害
 - 2. 営業秘密の海外での侵害
- III. 外国判決とその執行
 - 1. 外国判決と間接管轄
 - 2. 間接管轄と学説
- IV. 間接管轄と関連判例
 - 1. サドワニ事件
 - 2. ウルトラマン事件
 - 3. ミーリングチャック事件
- V. 平成26年4月24日最高裁判決（眉トリートメント事件）
 - 1. 事件の概要と裁判所の判断
 - 2. 事件の意義とその影響
- VI. おわりに

I. はじめに

企業の発明を保護する方法としては、特許法に基づく発明の特許出願により保護を受ける方法と企業のリスクでその発明を営業秘密として非公開として、その侵害には不正競争防止法による保護を受ける方法がある。後者の場合、単なる発明だけでなく、営業上の情報等対象がより広範囲となる。

本稿では、その営業秘密が海外で侵害され、その差し止判決が外国でなされた場合に生じる国際民事訴訟法上の問題としての間接管轄につき、その意味、考え方の相違、紛争事例として平成26年4月24日最高裁判決等について論じるものである。

II. 営業秘密とその侵害

1. 営業秘密の侵害

営業秘密とは、我が国の不正競争防止法第2条4項によれば、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう」と定義されている。技術上の情報とは、技術的ノウハウ、設計図、実験データ、製品の成分などをいい、営業上の「トレードシークレッド」・「企業秘密」等があるが、不正競争防止法で「営業秘密」が用いられているのは、「ノウハウ」は技術上の情報のみを指す場合があること、「トレードシークレッド」は「営業秘密」の外に「企業秘密」を含めて用いられること、「企業秘密」はノウハウ的な情報に限定されず、企業の秘密情報すべてを含まれた広い概念で用いられるためである¹。

この営業秘密の定義が示すように、営業秘密であるためには、秘密管理性・有用性・非公知性等の要件が必要となる²。

秘密管理性とは、秘密として管理されていることが要求され、それには情報に触れることが出来る者を制限すること（アクセス制限）に加えて、情報に触れた者にそれが秘密であると認識出来ること（客観的認識可能性）が必要となる。

また、有用性とは、有用な営業上又は技術上の情報であることが必要で、当該情報自体が客観的に事業活動に利用されていたり、利用されることによって、経費の節約、経営効率の改善等に役立つものであること。

更に、非公知性とは、公然と知られていないこと、即ち保有者の管理下以外では一般に入手できないこと等が要求される。

平成25年8月に公表された経済産業省による「営業秘密管理指針の概要」によれば、

具体的な秘密管理の考え方として、営業秘密の指定が必要で、①営業秘密の抽出、指定（例えば、製品の設計図・製法、製造装置に関する図面、種菌、顧客名簿・販売マニュアル、仕入リストなど）、②アクセス権者（その情報に触れることのできる者）の指定が必要とされている。又、具体的な秘密管理の物理的管理方法として、①秘密表示、②（識別可能な）分離保管、③保管（施錠）、④持ち出し・複製、⑤回収・廃棄、⑥施設等の管理等があるとされる。更に、具体的な秘密管理の技術的な管理方法として、①ルールの設定、②アクセス及びその管理者の特定・限定、③データの消去・廃棄、④外部からの侵入に対する防御などが必要とされている。

一方、具体的な秘密管理についての人的管理並びに組織的管理の方法としては、①従業員に対する教育、②アクセス権者への教育、③就業規則等による規定、④転入者（中途採用者）対策、⑤取引先対策など人的管理方策が必要とされ、組織としては、①管理方針等の整備、②責任者の明確化、③事後対応体制の整備、④教育・周知徹底、⑤日常的なモニタリング、⑥内部監査の実施等が必要であるとされている。

我が国における営業秘密に係る不正競争行為については、平成2年不正競争防止法の改正により、第2条1項4号から9号までに規定されている³。

1 千野直邦『営業秘密の法的保護』中央経済社（2002年）114頁以下。

2 田村善之『不正競争法概説（第2版）』有斐閣（2003年）327頁以下。

3 千野直邦「不正競争防止法における営業秘密侵害行為の態様」紋谷暢男教授還暦記念『知的財産権法の現代的課題』発明協会（1998年）395頁以下。山本庸幸「要説新不正競争防止法」発明協会（2009年）133頁以下。青山紘一『不正競争防止法（事例・判例）』経済産業調査会（2002年）95頁以下。